

民間税調 2016 年度税制改革大綱

.....国民のための税制改革.....

はじめに

来年度税制改正に向けて与党税調の税制改正大綱がまもなく示される。政府税調も中長期的な税制改革の方向を示すことが予定されている。しかし、これらの改革案が我が国の現状において最適な改革なのか、本当の国民の生活をより豊かにするための改革なのか、主権者としての国民は少し冷静に考える必要がある。税制を、役人や政治家任せにするのではなく、主権者である私たちが自らの問題として考えなければならないからである。そこで、私たち民間税調はもう一つの税制改正案、つまり国民のための税制改正案をここに提示する。

私たち民間税調は、(1) 税制を決めるのは何よりも主権者である納税者自身であること、(2) 国民経済を健全に発展させるためには、経済成長に伴う格差の是正を通じての縮小が必要であることを強調して 2015 年 2 月に発足した。発足後、私たちは、9 回のシンポジウムを開催し、多くの参加者と意見交換をし、様々な税制について上記の視点から再検討を行った。本答申は、私たち民間税調が納税者に日本の税制のあるべき方向を考えてもらうために、政府税調や与党税調とは異なるもう一つの視点から提供する税制改革案である。

I 総論

.....税制改革への視点

まず、私たちが本答申で述べる税制改革の基本的方向性を示しておきたい。

(1) グローバル・エコノミーと税制

経済のグローバル化の急速な進展によって、ヒト、モノ、サービス、カネ、情報、技術、無形資産などあらゆるものが瞬時に国境を越えて移動する。ところが「公法は水際で止まる (Public law stops at the water's edge.)」との法諺のとおり、国家の執行管轄権は国境までである。そして国境を隔てて各国家は独自に税制を構築しているから、その間隙を突いて、国際的租税回避を図ることが容易になっている。

このことは、基幹税として何を選ぶか、所得・消費・資産課税等の最適タックス・ミックス（所得・消費・資産に対する租税の組み合わせ）をどう考えるかについて、多大な影響を与える。

当税制調査会の問題意識の最重要論点は、格差の是正、所得・資産の再分配ということである。

所得・資産の再分配は、本来税制に托された使命であるが、現在の所得再分配機能において税制の果たす役割は、日本国の場合にはゼロではないけれどもほとんどない。OECDのデータを見ても最下位に位置している。

所得の再分配を考えるとときに直ちに考慮の対象となるのは、所得税の累進構造であるが、今日のような経済のグローバル化の時代において、所得税の累進性を高めてその再分配機能を高めようとするれば、所得ないしその源泉は国外に逃避してしまう。所得税の課税に服しないように国際的租税回避を図ることの出来る一定レベルの所得ないし資産があれば、海外への脱出を図ることができるし、国境の外にはタックス・ヘイブンが口を開けて待っている。結局、所得税の負担は国外に逃れることのできない所得者層にのしかかり、再分配機能は果たされず、さらには必要な税収を調達する能力すら落ちるということになりかねない。

かくして所得税基幹税論は、グローバル・エコノミーの現在において、重大な問題に直面しているのであり、この問題の解決の具体的手立てを提示できない限りは有力な議論であるとは言えない。

他方、消費税（多段階非累積型一般消費課税）には逆進性があり、消費税基幹税論は税制の再分配機能を放棄していることになる。歳出面までも考慮した累進性の緩和を図ることは可能であるが、所得・資産の水準の全領域にわたる再分配機能の強化を図るまでに至ることは難しい。

歳出面までも考慮した消費税の逆進性の緩和を図りつつ、国際的租税回避の途を塞いだ上で所得税の累進性を強化して税制の再分配機能を維持することによって、両輪とも言うべき所得税と消費税の2つを基幹税とすることが現実的な回答であるということになると考えられる。

（2）国内における格差縮小税制とその課題

トマ・ピケティの『21世紀の資本』が明確に実証したことは、（1）資本主義社会は経済成長をすれば格差が必然的に広がること、（2）その格差を縮小し、安定した社会の形成に寄与したのは税制であった、ということである。私たち、民間税調も同様の視点に立って、

（1）で述べた国際課税の問題点を十分に留意した上で、所得税、法人税、相続税、消費税等を格差是正のためにどう改革すべきかを検討した。率直に言って、（1）の整備が進まない限り、所得課税や資産課税の最高税率を上げるだけでは、税負担の公平化の実現は難しい。他方で、不透明な租税特別措置が相変わらず合理的理由が示されないまま存置されている

のも問題である。そこで、民間税調は、この不合理な租税特別措置の大幅縮小から手をつけるべきことを提言していきたい。

消費課税については、この負担が保険料と並んで逆進性をもっているだけに、安易な引き上げには躊躇せざるを得ない。他方で、引き上げない場合の我が国財政のリスクを考慮せざるを得なかった。その結果、消費税率の引上げ自体はやむを得ないと判断した。そこで、その場合に生じる逆進性をどう調整すべきかが問題となる。まず、消費税の枠内で調整しようという軽減税率などは最悪の方法であり、税制をゆがめ、かえって不公平・不公正を助長することになるので、導入してはならない。次に税制全体の中で調整する給付付き税額控除構想があるが、番号制度が発足した現時点では具体化可能な調整案として検討すべきと思われる。もちろん、長期的には、歳出の透明化と公正化を通じた調整、つまり負担の逆進性を支出の適正化で調整する社会を目指すべきであろう。

(3) 社会保障と税・保険料の一体的改革と公平性

年金や医療などの社会保障制度は国民にとって必要不可欠なものになっている。今後ともこれを維持していかなければならないが、現在の制度は戦後の高度成長時代に作られたものであり、制度疲労を起こしている。政府も与党もこれまで社会保障と税の一体改革を幾度となく口にしてきたが、消費税増税などの財源論が中心であり、我が国の社会保障制度の何が問題なのかについての分析はほとんどなく、その内容の実態は社会保障・税の別々改革である。現在の社会保障制度はもはや小手先の改革ではどうしようもなくなっている。本来の一体改革を進めるためには、なによりもまず現在の問題をデータに基づき冷静に分析することが必要であり、その上で、どのような社会保障制度を目指すかについて、国民が選択すべきである。

現在の社会保障制度の問題は、第1に、社会保険料の逆進性である。年収1000万円未満にかかる厚生年金保険料が所得に対して定率になっていることを除けば、他の保険料は全て逆進的である。国民年金保険料や国民健康保険料などは人頭税の要素が入っており、前者は、年収200万円でも1億円でも保険料は原則として同じである。その結果、例えば、国民年金では約4割が決められた保険料を払っていない。第2に、社会保険に大量の一般財源(税)が投入され、また、異なる保険制度の間で財政移転が行われていることから、負担と給付が乖離し、保険の規律が働いていない。例えば、基礎年金の第1号被保険者の保険料は、原則所得にかかわらず一人一月約1.5万円、第2号は不明(報酬比例と併せて徴収)、第3号はゼロである。市町村国保の保険料負担は収入全体の1/4に過ぎない。保険料の負担額さえ明確ではないのが、我が国の「保険」の実態である。そして財源の不足は一般会計に転嫁され、財政赤字の拡大を招いている。第3に、再分配のために一般財源の投入や制度間の財政調整が行われているが、問題は負担と給付の仕組みが不公平で、特に貧しい若者が豊

かな高齢者を助けている状況（例えば、年収150万円の若者が払った消費税が、基礎年金制度を通じて、大会社を卒業したOBの厚生年金の財源に充当される一方で、若者は十分な年金給付を得られない）になっている。日本の年金支出は、対GDP比で先進諸国中でも高い水準となっているが、貧困率が高い。日本の社会保障はかなりの財源を投入しているものの、貧困の防止など安全・安心の機能が弱い。要するに、制度が非効率なのである。

これらの問題は政府文書にはほとんど書かれていない。政府は意図的に問題を隠している。しかしながら、これを放置している限り、今後いくら増税をしても、貧困や格差の問題は解決されないだろう。少子高齢化は大きな影響を与えているが、本質的な問題は、社会保障の基本的な理念や哲学が曖昧になっていることである。社会保障・税一体改革の基本は、より恵まれた者には我慢してもらうことである。公私の役割分担を明確にし、政府は恵まれない者や基礎的部分への対応に責任を持つ一方、中高所得には自助努力してもらうことである。言い換えれば、再分配原理と保険原理を区別し、それぞれの機能に応じて制度を再設計すべきである。その上で必要があれば、税や保険料を引き上げる。社会保障は「負担なくして受益なし」であり、将来の子どもたちにツケを回すことは一刻も早くやめなければならない。こうした改革に真剣に取り組むことは、我々現世代が負っている責任である。

以上の基本的視点に立って、以下、各税目について、与党や政府とは異なるもう一つの税制改革案を提示したい。

Ⅱ 各論

(1) 消費税

1) 税率の引上げ

消費税の税率は、平成 29 年 4 月から、10 パーセントに引き上げることが法定されている。この税率の引上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から実施されるものである（税制抜本改革法 1 条）。社会保障制度の充実が目下の急務であることは自明であるし、日本国の財政の現状は破綻という領域に限りなく近いものである。現在は、たまたま日米欧中の中央銀行が揃って市場に過剰流動性を供給しているという状況によって顕在化していないが、実際には日本国国債に対する市場の信認がいつ何時覆ることがあるか予断を許さない。国債価格の暴落は長期金利の高騰であり、これがいったん生じれば日本経済は多大なダメージをこうむるのである。したがって、国民の立場からも、消費税の税率の引上げをこれ以上先延ばしすることはできない、といわざるを得ない。

2) 軽減税率

消費税は逆進的であるが、この問題を消費税の内枠だけで処理しようとするのは誤りであるし、不可能に近い。

一部の品目に軽減税率を適用したところで、消費税の持つ逆進性を解消することはできないことは、ヨーロッパの事例からも様々な実証研究からもすでに明らかにされていることであり、現在議論されている食料品等に導入したところで、ほとんど効果のないものであることはすでに民間税調でも明らかにしたところである（末尾の資料 1 参照）。

軽減税率の採用は、その適用基準を巡る様々なトラブルを誘発することに加え、不公正な業界要望を生み出し、税で票を買う従来型の政治に戻ることを意味し、税収面その他の弊害も考慮すれば、政治的にも理論的にも採用すべきではない。

逆進性対策という観点からは、諸外国で見られる給付付き税額控除のような仕組みを導入することをむしろ優先すべきであろう。逆進性を問題にしながら、社会保険料の際立った逆進性を放置している政治こそ問われねばならない。

3) インボイス

インボイス方式は、合理的な仕組みであって、その導入は近い将来において必至である。

しかしながら、事務負担までも勘案し、さらには小規模免税事業者がサプライ・チェーンから弾き出されるという効果をも考慮するとき、直ちに現行の記帳方式からインボイス方式に切り替えて強行するには、機は熟しているとはいえない。

ちなみに、①仕入先から転嫁されて来た消費税額を控除することが出来る権限及び②販売先に対して消費税額を転嫁する権限は、インボイスに付着した権限ではなく課税事業者として登録されることに伴う権限である。即ち、課税事業者として登録されたことがインボイスの発行権限となっているために、前段階税額控除の権限と転嫁の権限がインボイスに付着した権限であるかのような外観を作出しているが、この点を混同すべきではなく、注意すべきである。

インボイス方式の導入は、3年程度の中期の課題として、インフラの整備を始めていくべきものとする。現行の記帳方式が原因となっている事業者の益税問題は、インボイス方式を採用できない以上は、やむを得ない。

4) VATナンバー

VATナンバー制度は、インボイス方式の導入とセットとして中期的に検討すべき問題である。この問題はマイナンバー制度が今後どの程度に浸透していくかにかかるけれども、VATナンバーの導入は、個人事業者に対して、マイナンバーのうち法人番号を割り振ることによって解決することを検討すべきであろう。

(2) 法人税

1) 法人課税の原則論

法人課税の本質は、法人課税は所得税との二重課税であって、この二重課税は調整されるべきものであるというのが現在の理論の到達点である。日本の場合、これはシャウプ勧告までに遡り、現在でも中途半端な形で残される一群の二重課税調整のための規定はかかる二重課税論によって説明するの でなければそもそも存在理由を失う。また、諸外国におけるインピュテーション方式その他の多々ある立法例も説明ができない。二重課税論に従えば、法人税は所得税の前取りという位置づけとなる。

しかしながら、これは純粹理論の帰結であって、租税政策にそのまま反映させるには現実的でない部分がある。例えば現下の多国籍企業(MNE)とその高額所得層株主による国際的租税回避は、膨大な所得がその発生から帰着に至るまで租税負担を負っていないという深刻な事態を生んでいる。執行を伴わない理論的帰結のみによる立法論は不毛であり、ここでは、法人課税本質論を巡る議論はいったんおいて、現下の日本の法人税の呈示する喫緊の要事について考え方を整理することとする。

2) 課税ベースの浸食

法人税の現実の課税ベースは租税特別措置によって浸食されている。即ち、日本では一定の政策目的のために多くの租税優遇措置が存在しているが、これらはいったん制定されると既得権化してその必要性について十分検討されずに存続しているのが現状である。その結果、理論的には課税対象となるべき所得が発生している法人が優遇措置により税負担を免れている状況が生じている。2014年6月に財務省がマスコミ用に公表した課税ベースのデータは次のように衝撃的であった。

法人税収のGDP比の内訳(2010年)

法人税収のGDPに占める割合は、日本が他国と比べて特に高いわけではない。
日本の法人税率が高いという批判があるが、税金を構成するもう一つの要素である課税ベースは極めて狭い。

$$\frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{GDP}} = \frac{\text{国・地方を合わせた法人税率}}{\left(\frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{課税ベース}} \right)} \times \frac{\text{課税ベース}}{\text{法人所得}} \times \frac{\text{法人所得}}{\text{GDP}}$$

	法人税収(国・地方) GDP	国・地方を合わせた 法人税率	課税ベース 法人所得	法人所得 GDP
日本	3.2%	39.5%	31.9%	25.3%
アメリカ	3.4%	39.2%	49.3%	17.7%
イギリス	3.1%	28.0%	63.4%	17.2%
ドイツ	2.2%	30.2%	48.9%	14.7%
フランス	2.1%	34.4%	47.0%	13.3%
中国	3.2%	25.0%	52.4%	24.4%
韓国	3.5%	24.2%	61.2%	23.5%

これによれば、我が国の法人は100の所得のうち課税対象になるのは約32%にすぎない。税率が高くても、実質的負担はかなり低いことになる。

したがって、法人課税制度の改革においては、まず、課税ベースを浸食する要因を除去して課税ベースの拡大を図ることが急務である。少なくとも、法人税率自体を下げるのであれば、課税ベースの適正化、つまり租税特別措置の大幅な圧縮が不可欠である。

3) 租税特別措置の利用実態の解明

特別措置として残す部分についても、その利用実態を公表し、不要な措置や不適切な措置は積極的に廃止する必要がある。

平成22年に租税特別措置透明化法が制定され施行された。この法律によって、内閣は国会に対し、毎会計年度に租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を提出することになったが、それは優遇措置で受益している個別企業ごとの計数でないという点でまだ不十分である。さらに発表される計数の意味も分かりにくいという点も問題である。

4) 多様な事業体課税への立法的対応

所得課税に関する現行の制度では、事業体を個人と法人という2つの類型に区分したうえで、個人事業者の所得には所得税を課し、法人事業者の所得には法人税を課している(二分法)。

しかし、この画一的取扱いについては改善する必要がある。各国の法制をみると多様な事業体を許容している(三分法)。このような事業体を形式的に個人か法人かに分類して課税関係を決定することは必ずしも税負担の公平性を実現するものとはいえない。

中長期的観点から見た課題として多様な事業体に関する課税のあり方を検討しなければならない。

(3) 所得税

所得税は課税される人々の負担能力を反映できるので、本来税率を適切に引き上げて、格差の縮小に活用すべき税制である。しかし、総論で述べたように、国境を利用した租税回避が横行し、それを防ぐ適切な手段が効果を発揮し得ていない現状では、以下のような限定的な改正を提言せざるを得ない。

1) 日本の所得税は、総合所得税であるところを標榜しながらもその実質は分類所得税となってしまうっており、しかも申告所得税の所得税負担率は、ちょうど1億円あたりを境に激減する。その原因は、配当・株式譲渡益の源泉分離課税が大きいのが、その結果、所得再分配を果たすという機能において明確に失敗している。

この機能の回復を目指すべく、利子・配当所得の源泉分離課税の税率をかつての昭和50年代のように30%(所得税22.5%、地方税7.5%)に引き上げるとともに、源泉分離課税と総合課税との選択制を取り入れることを提言する。

2) 現行の所得区分は昭和40年の時代背景に基づいている。しかし、それから50年たった今、経済活動は著しく変動している。当時、一時的な利得と思われていた競馬などのギャンブルもインターネットで継続的に大量に取引可能になっているし、当時は考えられなかった複雑な金融商品も出回っている。こうした状況を直視し、民間税調は所得区分について下記の見直しを提言する。

①上記(1)の利子・配当の税率引き上げに対応して、複雑な金融商品への投資を適

切に配慮するために、現在「利子」・「配当」所得以外の区分をされている金融商品を「金融所得」に統合し、損益通算を可能にする。近い将来「利子・配当所得」の区分も廃止し、統合すべきであろう。

②また、不動産所得の分類ももはや不要になっている、この区分は、資産合算課税制度のための区分であり、同制度が 1989 年に廃止されている以上、もはや存在意義を失っているので、廃止すべきである。

3) 現行の所得控除にも見直すべき論点は多々ある。中期的には、所得控除を原則として税額控除に切り替え、給付付き税額控除と連動させ、低所得者の負担能力を配慮すべきである。ただし、基礎控除については、所得控除として、その控除額を生活扶助額に連動させる方が理論的にも、現実的にも合理性があり、長期的には生活扶助額と同一水準にすべきであろう。

来年度改正としては、「雑損控除」の対象に詐欺被害も含めるべきであろう。詐欺被害を本人の落ち度として無視するのは、実態にそぐわないからである。

4) 現在の所得税制における最大の問題は申告納税を建前としながらも、実際の申告割合が 18%にすぎず、多くの給与所得者が源泉徴収と年末調整で所得税制のことを自覚しないまま負担していることである。申告納税制度をこのように形骸化させたのは、昭和 22 年に申告納税の導入に抵抗していた大蔵省が導入した年末調整制度である。納税者に税制のことを自覚されないように徴収しようという発想は、主権者を愚民視する役人のための税制改革を支えてきた発想である。主権者が国民であり、同時に納税者でもある日本社会においては、このような発想は有害であり、それが負担を先送りする我が国税制の体質を生み出してしまった。

従って、年末調整制度の廃止を提言する。もちろん、税務行政が十分に対応できない恐れもあるので、2、3 年の試行期間を設ける必要はあろう。

もちろん、年末調整を廃止し、申告を強制しても、納税者の手間がかかるだけであり、納税者意識の高まりを直ちに期待できるわけではない。しかし、e-tax 等の普及により手続の簡便化が実現するし、自らの申告による税負担の確定を繰り返すことにより、税制に対する関心と納税者としての自覚は現状よりもはるかに高まることは間違いない。日本社会に欠けている主権者としての納税者の自覚を生み出すことが日本社会再生の鍵である。

なお、負担の応能化を考えた場合、所得税よりも保険料負担の是正を速やかに行うべきことを再度強調しておきたい。

(4) 国際租税

1) 国際的租税回避に関連する各般の国際プロジェクト

現在、G20/OECDのプロジェクトとしてBEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転)、及び、グローバル・フォーラムのプロジェクトとしてAEOI (Automatic Exchange of Information: 自動情報交換) が進行中である。これらだけでは国際的租税回避の防遏に十分とは言えないが重要な前進であり、引き続き国内法化を進めて行くべきであろう。

2) 考慮すべきその他の手段……金融取引税

国家主権を相互に制約する手段の王道は条約法である。就中、多国間条約は、BEPSのアクション15が示すようにその要(かなめ)である。税務行政執行共助条約は典型例である。BEPSアクション13の移転価格文書化におけるCbCレポート(国別報告書)の自動情報交換の仕組み、AEOIにおける自動情報交換の法的根拠も税務行政執行共助条約である。

トービンが考案したことによってトービン税として知られる構想がある。高速で回転する歯車に微小の砂粒を入れる試みとも評されることがある。2013年にEUにおいて金融取引税(FTT)の委員会指令案が出されたことによって、トービン税の系列に属する税制が急速に注目を浴びるようになってきている。フランスとイタリアは先行して国内法によって単独で導入済みである。わが国における導入も、その税収の用途と共に検討を始めるべきである。

金融安定理事会(FSB)においては、グローバル・プルデンシャル・レギュレーション(国際的金融健全性規制)の議論が進行中である。国際租税の領域と国際金融の仕組みは連動している部分があり、同じG20の授權の下にあるのであるから、OECDとFSBの作業の相互協力を進めて行くという視点も必要である。

3) タックス・ヘイブン対策

国際的租税回避のスキームを仕組む際において不可欠な道具立ては、タックス・ヘイブンの存在である。このことは、グーグル、アップル、アマゾン、マイクロソフト、スターバックス

クスなどの多国籍企業が用いている国際的租税回避のスキーム（ダブル・アイリッシュ・ウイズ・ア・ダッチ・サンドイッチやスイス・トレーディング・カンパニーなど）を見れば鮮明である。

タックス・ヘイブン対策は、かくして国際的租税回避の防止において最も重要である事項となっているが、これまでのところ有効なタックス・ヘイブン対策を打ち出すことができていないというのが現状である。

タックス・ヘイブンに所在する金融機関といえども最終的にはコルレス契約を通してグローバルなメガ金融機関とつながっているところである。これを利用してタックス・ヘイブンをグローバリゼーションの枠外に締め出すことは可能なはずである。かかる視点を含めて各般の手段の検討をすべきである。

4) 国内法

国際的租税回避の国内法による防遏手段としては米国流のシティズンシップ課税を参考とすべきである。執行管轄権の問題は当然に残るが、税務行政執行共助条約の加盟国が増加していることをも勘案すべきである。国際的租税回避の防止を図りつつ所得税制の強化を図る際において不可欠なものとなるであろう。上記のタックス・ヘイブン対策と合わせるものとして検討を行うべきである。

（５）資産税・富裕税

資産税のあり方を議論するに当たっては、「資産」について、如何に「分配の公平・公正」を実現するかが出発点となる。もともと、資本主義経済が国の成長を担ってきたこれまでの歴史の中では、「分配の公平・公正」が論じられる際、ともすると、「所得の分配の公平・公正」の議論に終始ないし傾斜しがちで、「資産の分配の公平・公正」にも踏み込んで議論することはあまりなかった。

しかし、経済成長期を通じ各個人・法人に蓄積される様々な資産の格差が拡大し、更には、その格差により各々が経済社会活動にスタートを切る段階での機会の格差まで生じてきた近年では、「所得の分配の公平・公正」と「資産の分配の公平・公正」の両方を併せ考えた議論の必要性が叫ばれるようになってきている。そして、各個人・法人の「所得」に対する税・保険料の負担感が限界に近づいている

現状を踏まえ、国民の税制に対する信頼と納得感を得るため、今まさに、「資産」について「分配の公平・公正」を実現する税制改革に取り組むべき時期を迎えたと考ええる。

ここ数年の与党の税制改正は、基礎控除を引き下げて課税する姿勢を示しながら、他方で、それを形骸化する贈与税の軽減措置を入れるなど、まったく一貫した姿勢が見られない。

1) 民間税調としては、資産税目の中でもまずもって、全相続件数の4%程度しか適用されておらず、国民各層間の不公平感が特に高まっている「相続税」の改革を提言する。

平成27年より「課税標準6億円超への最高税率55%適用」、「基礎控除の減額(3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)」が実施されたが、実施後も相続税適用割合7%程度しか期待できず、所得課税への重税感の蔓延化と相まって不公平感の解消には程遠いことから、更なる課税強化を打ち出す必要があると判断した。

具体的には、基礎控除の縮小、税率の累進化、特例措置の廃止などを進めるべきである。

2) かかる課税強化を進めるとともに、理論的な概念整理にも取り組む必要があると考える。課税対象について、「被相続人の遺した財産」と捉える「遺産財団課税」か、「相続人が得た利得」と捉える「遺産取得課税」かという議論への答えをいかに出すかという点である。

欧州では相続法制と整合的に「遺産取得課税」を採用しているが、我が国では「遺産取得課税」を軸としつつも、一方で「法定相続分課税方式」を加味する独特の方式を採用している。そのため、相続人相互の関係が複雑化・個人主義化している現代に対応し切れなくなっているとの指摘が多い。

このため、基礎控除の設定、未分割の遺産への課税方法など実務的に残されている課題を克服しつつ、相続人個人ごとに「遺産取得課税」の考え方を純化していく方向で検討を進め、「所得」と「資産」両面の「分配の公平・公正」実現に役割を果たすと国民が実感できる相続税制度に構築し直していくべきである。

3) 民間税調は、富裕税についても、所得課税型と資産課税型の双方を検討する方向である。しかし、現段階では、富への課税を打ち出せば富が国外に漏出してしまおうというジレンマを克服できないことに加え、海外諸国においても富裕税導入に成功していないのが実情である。そこで、海外諸国の動向を見極めつつ理論的検討を

継続するにとどめておきたい。

4) 我が国においては、先般、出国税の導入を決めた。この出国税は、資産を持って出国することのできる階層への出国時キャピタル・ゲイン課税であり、富裕税の一類型と位置付けることが可能である。当面は、この出国税が国民に受け入れられるところとなるか否かを見極めつつ、課税対象に含み益以外のものをどこまで組み込めるか等の検討を行うべきであろう。

(6) 間接諸税

1) ビール税率の引き下げ

酒に関する税の在り方は、いかにあるべきか。国民の生活にも大きな影響を持つだけに、間接税が消費税に一元化されたにもかかわらず、たばこや石油関係税と共にタックス・オン・タックスとして消費物資に課税されている。

酒税は、酒の種類ごとに税率を区分し、大衆酒の税率を低くする思想が根底にあるが、現実にはビールのような大衆酒の税率が高く、それが発泡酒問題を生み出してきた。そこで、アルコール度数に対して課税することを基本に変更すべきであろう。と言うのも、致酔性に着目し、アルコール中毒をはじめ健康に対する影響なども考えていくべきであり、アルコール度数の強い物には高く、低い物には低くしていくべきだからである。

そのアルコール度数という観点から見たとき、ビールに関する税は他の醸造酒や蒸留酒等に比べて極めて高くなっているわけで、まずはビールの税金を引き下げていくべきである。与党税調は、ビール類の税率を一本化する方向性を打ち出していたが、結局、今年度は提出しないようだ。一本化のために、発泡酒などの税率を引き上げることによる選挙への影響を恐れているからだ。

しかし、国民は、本物のビールではなく、税金の安いビールもどきの物に税金の安いことによる価格の安さで誘導されている。ここはビールの税率を大胆に引き下げて、わざわざ税金のために発泡酒に誘導されることがないようにすれば、問題は自ずと解消される。

なお、お酒の値段に応じて税率に格差を設けるべきだ、と言う意見もありうるが、賛成できない。従価税として消費税率が加わるわけで、従量税としてのアルコール度数課税に、価格に応じた累進税をさらに加えることは、何を累進度の高いものと認定するのかどうか政治的な要員も加わるなど、混乱する要因になりやすく、格差税率を酒税の中に設定すること

は採るべきではない、と考える。

2) 印紙税の廃止

この税の廃止を提言する。印紙税は 1600 年代にオランダで戦費調達のために設けられた税制で、我が国でも長いこと採用してきた税制であるが、その不合理的は目に余る。何が課税対象になるのかもきわめて不明確で、納税者が正確に遵守できないことに加えて、同じ経済行為であっても、紙の領収書があれば課税され、電子決済であれば課税されないという有様である。このような税制をなお存置することは、国民、企業の税制に対する不信感を高めるだけで、望ましくないことは明らかである。

(7) 地方税

地方税の抱える諸問題のほぼ全ては、税制抜本改革法が指摘するように、税源の偏在に起因するといっても過言ではないであろう。税源の偏在そのものの問題に加えて、これを是正するための地方交付税による財源配分が過剰になっており、地方債制度などと相まって、地方自治体の国への依存、財政規律の低下などを招いているからである。地方税の在り方を議論するためには、国と地方の役割分担の見直しとその明確化に加えて、財政調整の仕組み、地方債の位置づけなど、総合的な検討が必要である。こうした検討を行うためには更なる時間を要するため、今回の大綱では、地方税制に関わる改革課題をいくつか述べるにとどめる。

1) 地方自治と地方税財政の関係をどう考えていくべきなのだろうか。地方自治を実質的に保障するためには、その財政運営が自主的かつ自立的になされなければならない、自主財源としての地方税の役割は重要で、自治体が自主的に課税・徴収できるようにすることが重要だ、という考え方がある。この考え方からすると、地方の自主財源としての地方税の充実が不可欠であり、近年の国税化された地方法人税などは不合理な措置で撤廃すべきものともいえる。ただし、現状では、税源に大きな偏在があるため、地方税の充実は自治体間の格差を拡大させることにつながることに留意しなければならない。

他方で、法人住民税及び法人事業税は、景気による変動や税源の偏在が大きく、地方の税目としてはそもそもなじまない、税源の偏在を是正するためには国による財政調整が必要である、自治体の能力の観点から地方税を独自に課税・徴収することに限界がある、といった問題も指摘されている。

地方税を議論するためには、どのような地方分権を目指すかという基本的な哲学を

検討する必要がある、この点について、民間税調では様々な観点から検討したが、大綱では明確な立場を表明するには至らなかった。今後、更に検討を進めていく。

2) いわゆる出国税について

いわゆる出国税における譲渡所得の金額の計算については、個人住民税は適用除外とされているが、出国者も住民であったという事実には照らせば、出国者が所得税のみを負担し、個人住民税を何ら負担しないことは、個人所得課税における所得税負担と個人住民税負担との均衡を欠く。

なお、退職所得に対する個人住民税の課税については、分離課税による現年課税とされているが、いわゆる出国税についても、総合課税の仕組みではなくとも、退職所得と同様、分離課税による現年課税とすることを検討すべきである。

3) ふるさと納税制度の改革

地方公共団体に対する寄附が、地域振興や災害による被害への補填等にとって、重要な役割を担っている側面を有することには疑いがない。いわゆるふるさと納税は、自分の税金の使われ方に着目させたという点では優れた点があるが、他方で、寄附先の地方公共団体からの返礼品の交付に異常な関心が集まり、寄附金税額控除制度を逸脱した態様で運用されていないかという疑問がある。

さらに、寄附金の運用のもう一つの側面に着目すれば、個人住民税の納税者が、寄附先の地方公共団体から対価を得て、納税先の地方公共団体に納税した個人住民税を移転させている、とみることできる。

こうした制度面及び運用面の欠陥を持つふるさと納税制度をさらに拡充しようという動きに反対したい。少なくとも、雑損控除や資産損失の必要経費算入において保険金等で補填された額は控除することとされているのと同様、寄附者が受ける対価の額は、寄附金の範囲(額)から控除すべきであろう。

4) 地方税の執行体制と歳入庁構想

近年、地方税の執行体制について、過酷な徴税が自殺を招いている実態が伝えられるなど、徴収体制にも問題があると指摘されている。

そのひとつの大きな原因は、一部自治体を除いて、税務の担当者は人事のローテーションで税務担当部署に配属されるのみであって、習熟する前に転属するのが常態であり、専門家を育成しようとする試みさえされていないことにある。それ以前にも、そもそも小規模の自治体では、課税実務を専担するだけの公務員数がないということもある。

このため、地方税の徴収については、国税と併せて行うこととし、そのための組織として歳入庁構想を再検討する必要があるだろう。歳入庁に委託するか否かは自治体の選択に委ねることとすればよいであろう(国民健康保険税に代わる社会保険料も含めるべきであ

ろう。)

さらに、小規模の町村などでは、租税の専門家を育てるだけの定員がないために、固定資産税の賦課の全てを一人の職員が担当するなどの例も見られる。このような町村などにおいては、徴収のみならず課税処分（賦課決定）に関する事務も、歳入庁に委託するということを検討すべきである。

（８）社会保障と税・保険料

1) 社会保険料の定率化

日本の社会保険料が逆進的（高所得者ほど保険料の総所得に対する負担割合が低い）なのは、人頭税の要素が強いからである。国民年金の保険料は、低所得者への減免制度があるものの、原則、収入に関わらず、1人1月約15,000円である。国民健康保険には、頭割りの負担がある。また、社会保険料は税金と異なり、負担額に上限があり、例えば、厚生年金では、標準報酬月額が約60万円を超えると、収入がいくら増えても、保険料負担額は増えない。所得税の最高税率（45%）は4,000万円を超える所得に対して上限なしに課せられるので、負担額は収入に応じて増えるが、保険料はそうっていない。人頭税のような負担は公的な制度としては妥当性を欠く。

逆進的な社会保険料は見直すべきであり、社会保険制度を維持するというのであれば、基本的には、所得に対して定率負担とするべきである。また、時代遅れの標準報酬に基づく保険料の算出をやめて、所得税と同じような負担（課税対象×定率）の仕組みとする。保険料負担の上限については、例えば、雇い主負担には上限を設けないなどの検討を行う。

2) 歳入庁の創設

社会保障と税の一体改革では、税を徴収する国税庁と保険料を徴収する旧社会保険庁の統合を検討するとしていたが、現在のところ、検討は全く行われていない。財務省や厚生労働省などの関係省庁が自らの権益を守ろうと反対しているからである。役所任せにせず、歳入庁の創設に向けて、直ちに検討を開始すべきである。ただし、これは、単に組織を統合し、行政改革を行うためのものではない。本来の社会保障・税の一体改革では、給付付き税額控除、マイナンバー制度など、負担と給付、保険料と税を併せた取組み、そして組織風土やカルチャーの改革が求められており、そうした視点から、より効率的・公平な制度をつくるために徴収部門を統合するのである。

従って、歳入庁を創設するためには、組織改編の前に、冷静な制度設計が必要である。第

1に、所得税と保険料の賦課対象を同一にする必要がある。現在、所得税は、収入から各種控除を引いた所得に税率を乗じて計算しているが、保険料（定率部分）は、収入（標準報酬という段階に区分）に保険料率を乗じて計算しており、賦課対象が異なる。これを同一にしないと、組織を統合しても、業務が複雑になるだけで効率化せず、負担は不公平かつ非合理的なままである。第2に、組織統合の方法はとして複数案を検討すべきである。国税庁と旧社会保険庁を文字通り統合することの他、旧社会保険庁の徴収業務を国税庁へアウトソーシングすることなども考えられる。選択肢の中から、移行期間を含めてより費用対効果の高い方法を検討する。第3に、2つの組織を統合することにより異なるカルチャーを持った職員が一緒になることから、ガバナンスの強化が不可欠である。幹部をはじめとする職員の業績評価、能力のある人材の登用や公募の活用などに加えて、社外取締役を入れた経営委員会や外部監査人を入れた監査委員会を設置するべきである。

3) 年金制度の改革

社会保障は、年金・医療・介護・雇用・育児など広範囲にわたるが、本報告では、税制との関係が深い年金制度に焦点を絞り検討する。年金制度については、次の3点が喫緊の課題である。

①公平な年金課税の実現

同じ収入であっても、高齢者と若者の間では、税・保険料の実質的な負担は異なる。高齢者は年金保険料などを負担しないからだけではなく、税制面において優遇されているからである。例えば、年金収入と給与収入の両方を得ていると、公的年金等控除と給与所得控除の両方を使えることから、実質的な負担額は小さくなる。国際比較で見ても、日本の豊かな高齢者は、税・保険料負担が低く、恵まれている。

豊かな高齢者には相応の負担を求めるべきであり、まずは所得税に適用される2つの控除を、どちらか一方のみを選択して適用する仕組みに変える。

②在職老齢年金制度の廃止

在職老齢年金制度とは、年金収入と給与等の収入の両方を得ていて、両者の合計が28万円（月額）を超えると、年金が削減される仕組みである。年金は保険制度であり、権利として給付が約束されていると厚生労働省は説明しているが、実際には、これは嘘なのである。同制度の本質的な問題は、労働を阻害することである。せっかく働いても、年金が減じられるのであれば、誰も積極的に働こうとはしない。少子高齢化を乗り切るために必要なことは、より多くの国民がより長く働くことであるが、この制度はそれを妨げるものである。高所得の年金受給者に対しては、約束した年金を削減するのではなく、課税を強化して対応するべきである。なお、これは、次に記述するように、年金特別課税（「クローバック」と呼ばれる）と合わせて、検討する。

③基礎年金制度の改革

公的年金制度は、A社会保険とB国民皆年金（「ユニバーサル年金」と呼ばれる）に大別される。前者は、従前所得の保障（現役時代の所得の多寡によって保険料を払うので、高所得者ほど保険料を多く負担し、年金額も高くなる）を重視するものであり、公的な保険により老後の生活のかなりの部分を保障しようとする。ただし、社会保険では、必ず保険料を拠出できない者が存在するので、そうした者には、社会扶助（日本では「生活保護制度」と呼ばれる）が提供される。後者は、社会全体からみた妥当な所得保障を重視し、一定額の基礎年金を国民全員に保障するものである（所得制限等を課す場合もある）。ただし、基礎年金月額是一般に 5 万円程度であり、それだけで老後の生活を保障するものではなく、それを超える所得保障は私的年金による自助努力が通常である。AとBのどちらを選ぶかは、何を公平と考えるのかについての国民の選択の問題である。

日本の基礎年金は、その半分を一般財源で賄い、残り半分を社会保険料で賄っており、AとBを混合した仕組みになっている。基礎年金とは、「年金」ではなく、正確には、財政調整のための仕組みである。国民年金の財政が悪化したので、厚生年金等から財源を移転させることにしたのである。「国民全体で支える制度」をつくるという考え方そのものは否定されるものではないが、国民年金・厚生年金・共済年金という異なる制度を維持したままで財政調整するようにしたことが、負担と給付について様々な矛盾と問題を引き起こしている。厚生労働省は、日本の年金は「国民皆年金」であると説明しているが、社会保険では国民皆年金は達成できない。国民年金の未納等が 4 割にも達していることがその証左である。我が国の公的年金制度において、最大の問題は基礎年金制度のあり方である。

基礎年金改革の選択肢は図のとおりである。国民皆年金を目指すのであれば、基礎年金は再分配原理を重視する仕組みとして位置づけるべきである。ただし、財政事情が厳しい中で高所得者への基礎年金も一般財源で賄うことが適切かという問題がある。資力調査も一つの方法であるが、課税を強化する方法（クローバックにより、基礎年金給付を実質的に削減する）が効率的である。基礎年金は、それだけで老後を保障するものではなく、一定の自助努力も必要である。他方、社会保険こそ自助努力にふさわしいというのであれば、第 1 の方法は、アメリカのように、基礎年金を廃止し、国民すべてが同一の制度に加入し所得に応じた負担する社会保険である。この場合、国民皆年金はあきらめる。第 2 はスウェーデン方式である。スウェーデンは従来基礎年金プラス報酬比例の 2 階建ての年金制度だったが、1 階を一般財源で賄う方法は非効率であり、また給付建では世代間の不公平が拡大するとの認識に立ち、2 階建てを廃止し、負担と給付がより直接リンクする拠出建賦課方式というイノベーションを編み出した。ただし、皆年金を維持するため、低所得者に居住を要件とする最低保障年金（全額一般財源で賄う）が導入された。

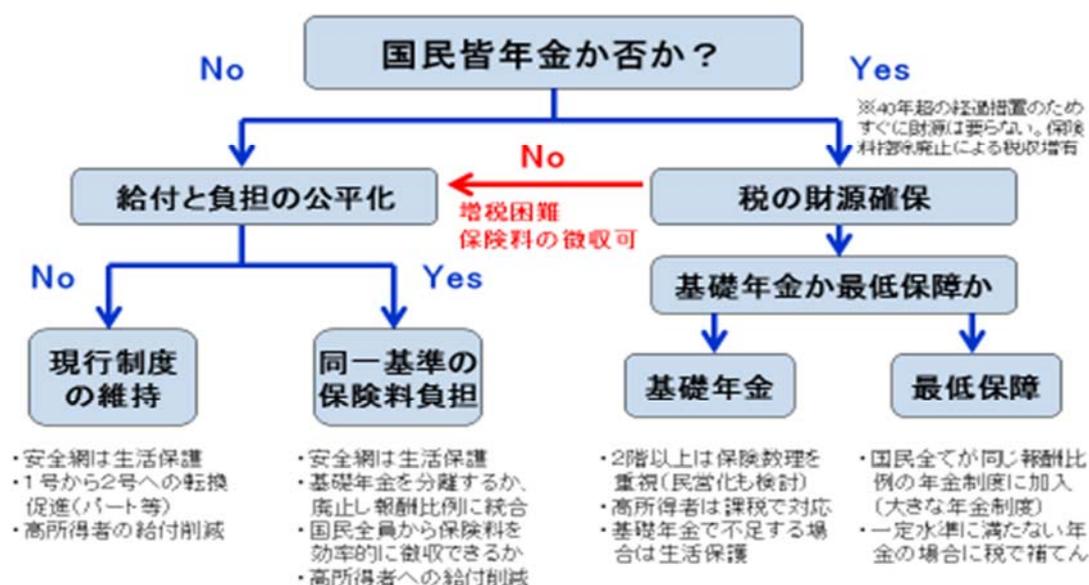
どちらを目指すかは国民が最終的に選択すべき問題であるが、我々としては、文字通りの国民皆年金を目指すことを提案する。現在急速に雇用の流動化が進み、また格差が拡大し

ているといわれているが、こうした経済社会の変化を考慮すると、今後更に貧困が増大すると考えられるので、これを防ぐための取組みの強化が必要だからである。社会保険方式を目指す案も魅力的であるが、日本の現状を考えると、課題が多い。特に大きな課題は、国民年金などの各制度を統合し、サラリーマンも自営業者も非正規の労働者も同じ基準で保険料を効率的かつ公平に徴収できるかである（自営業者は2倍の負担となる）。また、現時点において、国民皆年金を諦めることができるか疑問である。

もちろん、国民皆年金を目指すことにも、経過措置や財源の確保などの問題がある。いかなる改革にもコストがかかるので、現状維持も1つの選択肢である。民間税調においても、保険料の上限を2年後の2017年まで国民年金月額16,900円、厚生年金保険料率18.3%にすることとし、5年に1度の年金制度に関する経済指標を設定して調整する仕組みを評価し、難問が多いものの、努力如何では社会保険制度の持続可能であることと、半世紀以上にわたって日本の国民生活の中に定着してきた制度の着実な改善を支持する意見もあった。ただし、その場合は、国民皆年金は達成できないこと、社会保険制度は維持できても国民の貧困は更に増えることを覚悟しておかなければならない。

このように、現在私たち国民に投げかけられている諸問題の解決には、どのような年金制度が必要なのか、基本的な方向について比較考量し、公正・公平な社会に向けてよりふさわしい選択をしていかねばならない。

図 基礎年金改革の選択肢



おわりに

……今、そこにある危機と主権者……

最初に指摘したように、新自由主義的な政策が主流となった 1980 年以降、世界的に経済成長それ自体が格差を拡大させるようになった。成長が資産価格の上昇に依存するようになったからである。バブルが 3 年に一度生成し、崩壊するようになり、バブル崩壊による不況を財政・金融政策をふかしてさらに大きなバブルをつくって景気を回復させることを繰り返してきたため、多くの国では政府の債務残高は増加の一途である。

この過程で政府が民間債務の肩代わりをしてきたため、本来ラストリゾートなるべき国家が国家破産の危機に直面している。ギリシャやキプロスの例にみられるように国家債務危機は弱者に一層負担を強いる。年金に頼らざるを得ない高齢者の年金がカットされるからである。一方、多額の資産保有者はもともと年金支給額などあてにはしておらず、いざとなればいつでも資産を海外に送金できる手段をもっている。

毎年 40 兆円前後の財政赤字をだし、1000 兆円を超える政府債務を増やし続けている状況が持続可能ではないことは明らかである。財政破綻をなんとか先送りすれば、別の深刻な問題が起きる。税制の抜本的改革をしないで成長に頼って、政府債務を増やしていく期間が長くなればなるほど、格差の拡大と貧困層の増加で、主権者たる大多数の国民が中間層から貧困層へと落ちていく。政府の債務問題の先送りは主権者たる国民を危機に陥れているのである。

ピケティが指摘する「21 世紀＝相続の黄金時代」とは、資本の国家であって、国民の国家ではない。経済成長が生む所得格差が、資産格差につながってきた。しかも、グローバル化の時代にあっては、資本の国家は容易に「資本の帝国」に変貌する。富が雇用者所得から生まれるのが国民国家だとすれば、もはや日本は国民国家ではない。2013 年度の家計の貯蓄率は戦後初めてマイナスに転じたから、少なくとも国民の過半数は働いて富を蓄積できなくなった。その結果、総額としての個人金融資産は増加しているにもかかわらず、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の金融資産残高は中央値でみて 2002 年に 817 万円だったが、2014 年には 741 万円へと減少している。

危機の真っただなかにあるのは、国民一人ひとりが主権者として税や社会保障を真剣に考えてこなかったことが大きな要因である。今こそ、我々は主権者として、本論で述べた 3 本の柱、すなわち、(1) グローバルエコノミーと税制、(2) 国内における格差縮小税制とその課題、(3) 社会保障と税・保険料の一体的改革と公平性、について考えるときである。今、そこにある危機とは、主権者たる国民の国家の危機なのであり、日本を取り戻せというのであれば、上記 3 点の改革を最優先すべきである。

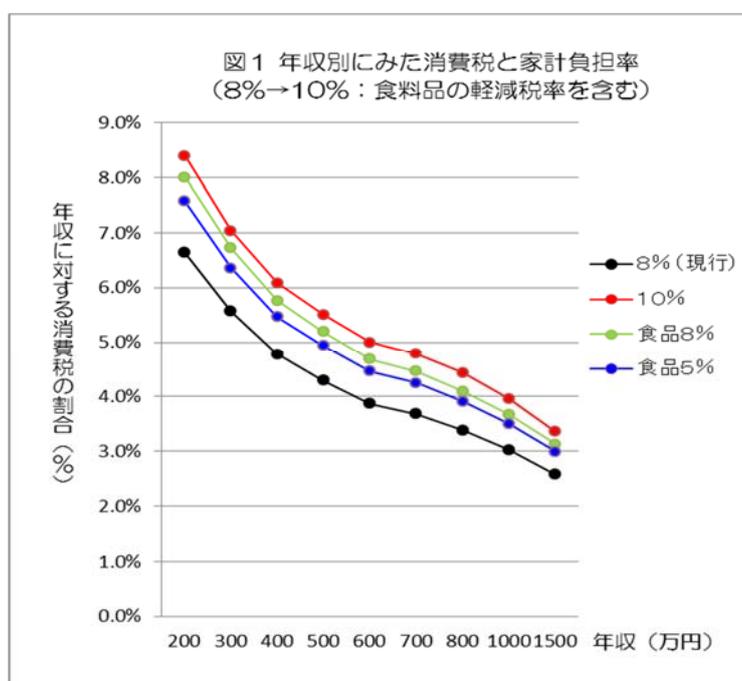
(資料1)

1. 消費税率10%と家計負担軽減税率を含む影響(試算結果)

国民が主権者として税のあり方を考える上で必要な情報として、消費税制と年収別家計負担について試算した(表1)。現行8%の消費税率を10%に上昇させた場合、その際、食料品に8%、5%の軽減税率の導入をした場合の影響をみた。消費税率上昇や軽減税率の賛否など、みなさんの判断に資することを期待している。

表1 消費増税が家計に与える影響試算(年収別)

年収	年間負担額(万円)					年間負担増加額(万円)				年収に対する負担率			
	5%	8%	10%			5%→8%	8%→10%			8%	10%		
消費税率	5%	8%	10%			5%→8%	8%→10%			8%	10%		
軽減税率	—	—	—	食料品 8%	食料品 5%	—	—	食料品 8%	食料品 5%	—	—	食料品 8%	食料品 5%
平均 (599万円)	141,826	226,922	292,713	274,669	261,377	85,096	65,791	47,747	34,455	3.8%	4.9%	4.6%	4.4%
200万円	83,014	132,822	167,912	160,173	151,551	49,808	35,090	27,352	18,730	6.6%	8.4%	8.0%	7.6%
300万円	104,454	167,126	211,172	201,620	190,854	62,672	44,045	34,493	23,727	5.6%	7.0%	6.7%	6.4%
400万円	119,381	191,009	243,282	230,668	218,706	71,628	52,273	39,659	27,697	4.8%	6.1%	5.8%	5.5%
500万円	134,198	214,718	275,484	259,768	247,008	80,519	60,766	45,051	32,290	4.3%	5.5%	5.2%	4.9%
600万円	145,078	232,125	299,821	281,188	267,919	87,047	67,695	49,063	35,794	3.9%	5.0%	4.7%	4.5%
700万円	160,959	257,535	334,742	312,192	297,796	96,576	77,207	54,657	40,261	3.7%	4.8%	4.5%	4.3%
800万円	169,025	270,441	354,996	327,746	312,486	101,415	84,555	57,305	42,046	3.4%	4.4%	4.1%	3.9%
1,000万円	189,190	302,704	396,379	366,986	350,092	113,514	93,674	64,282	47,388	3.0%	4.0%	3.7%	3.5%
1,500万円	241,212	385,939	503,325	468,834	448,663	144,727	117,386	82,894	62,724	2.6%	3.4%	3.1%	3.0%



右下がりの曲線は、年収が低いほど、年収に対する税の負担が大きい、いわゆる「逆進性」を表している。

2. 試算に用いた統計資料、理論モデル

(1) 基礎データ

- ・総務省統計局「平成 24 年家計調査年報」※1
- ・総務省統計局「平成 17 年産業連関表」（統合小分類：190 部門=業種）※2
 - ※1 家計消費支出額に関する統計データは、5%から8%への消費税率上昇(平成 26 年 4 月 1 日)の家計への影響をとらえるため、その直近のデータが得られる「平成 24 年家計調査」の年間家計収支をベースにしている。
 - ※2 産業連関表における生産技術の大きな変化である、①東日本大震災による原子力発電の停止と石油火力発電への生産技術のシフトを、基本表データに基づいて修正した。また近年の原油安によるコスト変化を調整した。

(2) 計算過程

- ・業種ごとの粗付加価値率 v_i を、上記産業連関表より 190 部門（品目）ごとに算定する。

● 非課税品目 ○ 非課税対象(資産取引代価)		付加価値率 (対生産額) v
1	穀類(米・麦など)	0.581
2	いも・豆类	0.588
3	野菜	0.606
4	果実	0.618
5	その他の食用作物	0.569

例示として農業関係の 5 つの部門を取り上げた。

- ・上記産業連関表の産業部門（業種）に対応させて、消費税率 t_i を設定する。

● 非課税品目 ○ 非課税対象(資産取引代価)		付加価値率 (対生産額) v	(与件)消費税率 t			
			8% $\Delta v=0.08$	10% $\Delta v=0.1$	食品軽減 税率8%	食品軽減 税率5%
1	穀類(米・麦など)	0.581	0.08	0.10	0.10	0.10
2	いも・豆类	0.588	0.08	0.10	0.08	0.05
3	野菜	0.606	0.08	0.10	0.08	0.05
4	果実	0.618	0.08	0.10	0.08	0.05
5	その他の食用作物	0.569	0.08	0.10	0.08	0.05

※1 住宅賃貸料(家賃)、学校教育(授業料)、医療、介護など、非課税品目を含む産業部門の消費税率は計算上 0 とした (0 税率ではない)。

- ・粗付加価値に課税される消費税が、財貨サービスの価格に対して何%押し上げるのかを

$$\text{粗付加価値上昇率 } \Delta v_i = \text{粗付加価値率 } v_i \times \text{消費税率 } t_i$$

の算式で、消費税率ごとに計算する。

● 非課税品目 ○ 非課税対象(資産取引代価)		粗付加価値率 $v \times$ 消費税率 t			
		8%	10%	食品軽減 税率8%	食品軽減 税率5%
1	穀類(米・麦など)	0.0465	0.0581	0.0581	0.0581
2	いも・豆类	0.0470	0.0588	0.0470	0.0294
3	野菜	0.0485	0.0606	0.0485	0.0303
4	果実	0.0494	0.0618	0.0494	0.0309
5	その他の食用作物	0.0455	0.0569	0.0455	0.0285

- 上記の粗付加価値上昇率 Δv_i を、総務省統計局「平成 17 年産業連関表（統合小分類：190 部門）から導いた対角逆行列係数に乗じて、産業部門間の価格波及を通じた価格上昇率 Δp_i を求める。※1

● 非課税品目 ○ 非課税対象(資産取引代価)		(結果)価格上昇率			
		8%	10%	食品軽減 税率8%	食品軽減 税率5%
1	穀類(米・麦など)	0.079	0.098	0.098	0.098
2	いも・豆類	0.079	0.098	0.086	0.067
3	野菜	0.079	0.098	0.086	0.068
4	果実	0.079	0.098	0.086	0.067
5	その他の食用作物	0.079	0.098	0.086	0.069

- ※1 消費税率が8%の時の商品の価格上昇率が、表中の 0079 (7.9%) などとなっているのは、非課税品目(金利、家賃など)が生産過程に投じられることから、本体価格が低下したことを意味する。税率が7.9%になるわけではない。
- ※2 逆に非課税品目に対しては課税されないが、原材料や光熱費などの税率が上昇するためコストがかさんで、本体価格を押し上げる力が働く。本分析では非課税品目でも、経費にかかる消費税のアップ分を価格に転嫁させ、価格がその分上昇するというシナリオを描いている。下の表のうち、非課税品目の「現状税率」は、消費税がない場合に比べて、経費にかかる税を本体価格に転嫁した場合の価格上昇率を意味する。

表 2 軽減税率対象品目と非課税対象品目の本体価格上昇率

		現状実 質税率	消費税負担率の変化 本体価格の変化			
			8%	8%→ 10%	食品軽減 税率8%	食品軽減 税率5%
軽減税率 対象品目 (想定)	1	いも・豆類	7.6%	1.9%	0.6%	-1.2%
	2	野菜	7.6%	1.9%	0.7%	-1.2%
	3	果実	7.3%	1.8%	0.6%	-1.3%
	4	その他の食用作物	7.5%	1.9%	0.7%	-1.1%
	5	特用林産物	7.4%	1.9%	1.0%	-0.2%
	6	海面漁業	7.3%	1.8%	0.6%	-1.2%
	7	内水面漁業	7.5%	1.9%	0.6%	-1.2%
	8	畜産食料品	7.4%	1.8%	1.2%	0.3%
	9	水産食料品	7.3%	1.8%	0.7%	-0.9%
	10	精穀・製粉	7.5%	1.9%	1.6%	1.2%
	11	めん・パン・菓子類	7.4%	1.8%	0.8%	-0.7%
	12	農産保存食料品	7.3%	1.8%	0.8%	-0.7%
	13	砂糖・油脂・調味料類	7.4%	1.8%	0.9%	-0.6%
	14	その他の食料品	7.4%	1.9%	0.9%	-0.4%
	15	酒類(※)	7.6%	1.9%	1.9%	1.8%
	16	その他の飲料	7.4%	1.9%	0.8%	-0.7%
非課税対 象品目 (現行)	1	金融	1.9%	0.5%	0.5%	0.5%
	2	保険	2.2%	0.5%	0.5%	0.5%
	3	住宅賃貸料	1.2%	0.3%	0.3%	0.3%
	4	郵便・信書便	1.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	5	公務(中央)	2.7%	0.7%	0.7%	0.7%
	6	公務(地方)	1.5%	0.4%	0.4%	0.4%
	7	学校教育	0.8%	0.2%	0.2%	0.2%
	8	医療	3.1%	0.8%	0.8%	0.7%
	9	介護	1.8%	0.5%	0.4%	0.3%

※ 酒類は軽減税率の対象からは除外している。

(3) 理論モデル

- 理論モデルは以下の通りである（産業連関分析・均衡価格モデル）。輸入品にも消費税は課税されるため、自給率係数 $(I - \hat{M})$ は投入係数 A には乗じていない。価格波及には国産品及び輸入品（中間財・最終財）ともに影響が及ぶからである。

$$\Delta p = [(I - A)^{-1}]^T \Delta v = [(I - A)^{-1}]^T vt \quad \dots\dots\dots(1)$$

ただし、

Δp : 国内価格上昇率

$[(I - A)^{-1}]^T$: 転置逆行列

Δv : 粗付加価値変化率

v : 粗付加価値率（粗付加価値÷国内生産額）

t : 消費税率

(以上)